

国立公文書館がウェブ上(注)の歴史的に重要な公文書等を適切に保存していくためにはどのようなにすべきか。
(論点4)

平成17年10月
内閣府

(注) インターネット及びイントラネット

小論点1. ウェブ上の歴史公文書の適切な評価選別基準

○現行の移管基準によった場合

- **審議会等関係**

1. 審議会等の諮問、答申、建議、意見
2. 懇談会、研究会等の答申、意見書、報告書
3. 審議会、懇談会、研究会等の議事録

- **法人関係**

1. 独立行政法人等の事務又は事業の方針・計画書に関する文書
2. 独立行政法人等の実績報告書
3. 独立行政法人等の指導監督の結果報告書

- **統計関係**

1. 統計の企画及び公表資料作成に関する文書
2. 統計を作成するための調査に関する文書

- **国家的儀式・行事関係**
 1. 即位の礼、大喪の礼等の国家的儀式
 2. オリンピック、万国博覧会、先進国首脳会議等の国家的行事
- **歴史的事件、事故関係**
 1. 震災等自然災害関係等で政策に反映されたもの
 2. 重要な政治的事件
 3. 重要な経済事象に係る記録等
- **調査・研究関係**
 1. 政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の経緯に関する文書
 2. 政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書
- **行政機関が施策等の周知のために作成した広報資料**

小論点2 . ウェブ上の歴史公文書の移管(収集)方法等

○文書類型ごとに移管方法を選択することが考えられる。

- (例)
- **審議会等関係、法人関係、統計関係、調査・研究関係**
 - » 機械的又は人的方法(注)で取得する。
 - » 各省庁から提供を受ける。
 - **国家的儀式・行事関係、歴史的事件、事故関係**
 - » 機械的又は人的方法で取得する。

○記録様式ごとに移管方法を選択することが考えられる。

- (例)
- **htmlファイル**
 - » 機械的又は人的方法で取得する。
 - **音声、映像、データベース等**
 - » 各省庁から提供を受ける。

○移管方法ごとに移管時期を選択することが考えられる。

- (例)
- **機械的又は人的方法による取得:保存期間満了前**
 - **各省庁から提供:保存期間満了前又は保存期間満了時**

(注)取得対象を指定するなど何らかの形で人が介在する方法。

小論点3 . ウェブ上の歴史公文書を適切に保存するために克服すべき技術的課題

例えば、以下の課題が考えられるのではないか。

- ウェブ上の歴史公文書を移管(収集)する技術(収集エンジン等)は、アメリカ・カナダ・オーストラリア等諸外国の取組みから見て、一定の水準に達していると考えられる。
- 移管基準に基づいて一定の時期に移管(収集)したウェブページの構造は、時間の経過と共に変化しリンク切れ等が発生するため、ページの機能を維持するためには移管後にソースの書換え等が必要になる。
- 記録様式によって異なる方法によって移管(収集)する場合、ウェブページの構造を再構成する必要がある。また、動画等が特定のソフトに依存する場合、長期の保存・利用を確保する方法を検討する必要がある。
- 移管(収集)した歴史公文書の長期的な保存・利用の可能性を高める観点から、政府機関のウェブページの作成に関するガイドライン等の策定を検討する必要がある。
- 移管(収集)される歴史公文書は増大し続けると考えられるので、それに応じたインフラ整備及び利便性の維持方法の検討が必要である。

小論点4 . 国立国会図書館によるインターネット情報の収集・利用方針との比較

◆ 国立公文書館

(趣旨・目的)

- 国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用

(移管対象)

- 行政文書としての保存期間が満了したもののうち、移管基準に基づいて評価選別される「歴史資料として重要な公文書等」

(移管方法)

- 文書類型、記録様式等に応じて、機械的・人的方法により取得する方法と各省庁から提供を受ける方法を選択
- 「歴史資料として重要な公文書等」に該当するものを選択的且つ体系的に移管

◆ 国立国会図書館

(趣旨・目的)

- 国会に対する奉仕の責務
- 文化財を蓄積して現在及び将来の国民の利用に供する。

(収集対象)

- 日本国内において発信されたインターネット情報

(収集方法)

- 収集ロボットによる自動収集(一定の時期にドメインを指定して包括的且つ機械的に収集)が原則。